

目 次

1. ボイラー及び圧力容器安全規則

第1条（定義）	1
第2条（伝熱面積）	74
第3条（製造許可）	79
第5条（構造検査）	92
第6条（構造検査を受けるときの措置）	102
第7条（溶接検査）	106
第9条（就業制限）	119
第10条（設置届）	121
第12条（使用検査）	123
第13条（使用検査を受けるときの措置）	128
第18条（ボイラーの設置場所）	129
第20条（ボイラーの据付位置）	130
第23条（就業制限）	131
第24条（ボイラー取扱作業主任者の選任）	133
第25条（ボイラー取扱作業主任者の職務）	134
第32条（定期自主検査）	135
第38条（性能検査等）	136
第40条（性能検査を受けるときの措置）	137
第41条（変更届）	138
第42条（変更検査）	162
第49条（製造許可）	165
第51条（構造検査）	184
第52条（構造検査を受けるときの措置）	202
第53条（溶接検査）	203
第55条（就業制限）	223
第56条（設置届）	228
第57条（使用検査）	232
第59条（落成検査）	241
第65条（附属品の管理）	242
第70条（就業制限）	243
第73条（性能検査等）	244
第75条（性能検査を受けるときの措置）	245
第76条（変更届）	246
第77条（変更検査）	262

第81条（使用再開検査）	266
第84条（検定）	267
第89条（補修等）	274
第90条の2（検定）	275
第91条（設置報告）	276
第95条（補修等）	277
第107条（免許の有効期間）	278
第125条（適用除外）	284

2. ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準

第2条（製造設備等の基準）	285
第3条（溶接施行法試験の実施）	287
第4条（溶接施行法試験の溶接の条件）	292
第5条（溶接施行法試験の方法）	310
第6条（溶接施行法試験結果の判定）	311
第7条（曲げ試験片の形状、寸法及び試験の方法）	312

3. 機械等検定規則

第1条（個別検定の申請等）	313
---------------	-----

4. ボイラー構造規格

第1条（主要材料）	315
第2条（材料の使用制限）	322
第3条（材料の許容引張応力）	326
第5条（材料の許容圧縮応力）	328
第8条（胴又はドームの板の厚さ）	329
第9条（内面に圧力を受ける胴又はドームの板の最小厚さ）	331
第11条（鏡板の形状の要件）	340
第12条（ステーナシ鏡板の最小厚さ）	341
第13条（鏡板の補強しない穴）	342
第14条（ステەرによって支えられない平板等の最小厚さ）	343
第20条（炉筒又は火室の板の最小厚さ）	347
第26条（ステーボルト等）	348
第31条（ステەرによって支えられる平板等の最小厚さ）	349
第33条（ボイラーに設ける穴）	350
第34条（胴、管寄せ等に設ける穴の補強）	351
第35条（煙管等の最小厚さ）	356

第36条	(煙管等の厚さの最小値)	363
第37条	(円筒形管寄せの強さ)	364
第38条	(長方形管寄せ)	365
第40条	(フランジ)	367
第41条	(管又は管台の取付け)	380
第43条	(溶接方法)	386
第44条	(溶接部に設ける穴)	406
第46条	(溶接後熱処理)	409
第48条	(溶接部の機械試験)	421
第49条	(試験板)	429
第50条	(機械試験の種類等)	430
第51条	(引張試験)	431
第57条	(放射線検査)	432
第59条	(放射線検査の方法及び合格基準)	433
第61条	(水圧試験)	434
第62条	(安全弁)	440
第63条	(過熱器の安全弁)	446
第66条	(圧力計)	447
第69条	(ガラス水面計)	448
第71条	(水柱管との連絡管)	449
第73条	(給水装置)	450
第75条	(給水弁と逆止め弁)	453
第77条	(蒸気止め弁)	454
第78条	(吹出し管及び吹き出し弁の大きさと数)	458
第84条	(自動給水調整装置等)	460
第95条	(逃がし弁及び逃がし管)	461
附則		462

5. 小型ボイラー構造規格

第1条	(材料)	463
第2条	(材料の許容引張応力)	464
第3条	(圧力を受ける部分の厚さ)	465
第4条	(銅の板の最小厚さ)	466
第6条	(皿形鏡板等の最小厚さ)	467
第7条	(ステーによって支えられない平板の最小厚さ)	468
第16条	(水管の最小厚さ)	469
第21条	(溶接)	470

第23条（水圧試験）	471
第28条（ガラス水面計）	472
第30条の2（温水温度自動制御装置）	473

6. 圧力容器構造規格

第1条（主要材料）	474
第2条（材料の使用制限）	485
第3条（材料の許容引張応力）	510
第5条（クラッド鋼の許容引張応力）	523
第6条（材料の許容圧縮応力）	524
第7条（材料の許容曲げ応力）	525
第9条（厚さの許容寸法）	526
第10条（板の厚さ）	528
第11条（腐れ代）	529
第12条（内面に圧力を受ける円筒胴又は球形胴の板の最小厚さ）	535
第13条（外面に圧力を受ける円筒胴又は球形胴の板の最小厚さ）	546
第14条（内面に圧力を受ける円すい胴の板の最小厚さ）	565
第16条（管の強さ）	567
第17条（鏡板の厚さの制限）	570
第18条（鏡板の形状の要件）	571
第19条（中低面に圧力を受けるステーなし鏡板の最小厚さ）	572
第20条（鏡板の補強しない穴）	573
第21条（内面に圧力を受ける円すい体形鏡板等の最小厚さ）	575
第22条（中高面に圧力を受けるステーなし鏡板の最小厚さ）	579
第23条（中高面に圧力を受ける鋳鉄製鏡板の最小厚さ）	580
第25条（ステーによって支えられない平板等の最小厚さ）	581
第26条（管ステーによって支えられない平管板等の最小厚さ）	646
第27条（伸縮継手）	658
第28条（ステーの断面積等）	666
第30条（ステーによって支えられる平板等の最小厚さ）	668
第31条（第一種圧力容器に設ける穴）	675
第32条（のぞき窓）	688
第33条（穴の補強）	694
第34条（管及び管台等のねじ込みによる取付け）	728
第35条（胴、鏡板、管板等に管、管台等を取り付ける場合）	730
第36条（フランジ）	737
第37条（皿形ふた板に設けるフランジの最小厚さ）	780

第38条	(ふた板の締付ボルト)	782
第39条	(適用範囲)	784
第40条	(溶接方法)	785
第41条	(溶接部に設ける穴)	820
第42条	(溶接継手の効率)	824
第43条	(溶接後熱処理)	831
第44条	(溶接部の要件)	862
第45条	(溶接部の機械試験)	863
第46条	(試験板)	889
第47条	(機械試験及び試験片)	891
第48条	(引張試験)	895
第49条	(引張試験の合格基準)	897
第50条	(曲げ試験)	898
第51条	(曲げ試験の合格基準)	900
第52条	(衝撃試験)	901
第54条	(再試験を行うことができる条件)	903
第55条	(再試験の試験片及び合格基準)	904
第56条	(放射線検査)	905
第57条	(余盛りの高さ)	925
第58条	(放射線検査の方法及び合格基準)	926
第59条	(超音波探傷試験)	929
第60条	(磁粉探傷試験)	931
第61条	(浸透探傷試験)	932
第63条	(水圧試験)	933
第64条	(安全弁その他の安全装置)	951
第65条	(銘板)	985
第67条	(ふたの急速開閉装置)	986
第68条	(圧力計)	988
第70条	(特例)	992
第72条	(銘板)	993
第73条	(準用)	994
附則		1001
別添2		1002
多層巻円筒形圧力容器		1005
高張力鋼の工作基準		1006
平成28年(2016年)7月圧力容器構造規格の一部改正に係わる Q & A		1007

7. 小型压力容器構造規格

小型压力容器	1009
--------	------

8. その他

手数料	1012
その他	1013

法令名等略語一覧

安全規則	ボイラー及び压力容器安全規則
ボイラー則	ボイラー及び压力容器安全規則
ボ構規	ボイラー構造規格
圧構規	压力容器構造規格
製造許可基準	ボイラー及び第一種压力容器の製造許可基準
検定則	機械等検定規則
施行令	労働安全衛生法施行令
小型ボ構規	小型ボイラー及び小型压力容器構造規格
小型圧構規	小型ボイラー及び小型压力容器構造規格
質疑応答集	全国工作責任者大会質疑応答集総集編

注：問及び答の中で記載している「第〇〇条（第〇〇条）（現第〇〇条）」の（ ）内は、旧構造規格の条文に対応する平成元年改正の構造規格の条文、（現 ）内は、H15年改正の構造規格の条文を表す。

注：問及び答の中で記載している「●●第〇〇条関係」の●●は、性能規定を具体的に満足する基準を例示（例示基準）している通達の項番を表す。